

保護者の皆さまへ

－町田市立中学校における緊急事態宣言中の対応について－

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた国による「緊急事態宣言」の再延長に伴い、子どもの安全を第一に考えるとともに、感染症対策を徹底しながら、以下のとおり対応を行ってまいります。

- 緊急事態宣言期間中の教育活動について
 - 臨時休校は行わず、感染症対策を徹底しながら教育活動を実施します。
 - 緊急事態宣言期間中の学校行事等について
 - 校外学習については、原則延期又は中止とします。
 - ※ただし、公共交通機関を使用しないもの、学区内など徒歩で移動できる範囲の校外学習については、児童・生徒の安全面を配慮した上で実施する場合があります。
 - ※校外学習の実施、延期、中止等については各学校からお知らせします。
 - 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、延期又は中止とします。
 - 保護者会、学校公開等について
 - 保護者会・学校公開については、緊急事態宣言中は延期又はオンライン等で実施するなど工夫して行います。
 - 体育祭等について
 - 緊急事態宣言期間中は、安全面の配慮から原則延期又は中止とします。
 - ただし、一年間の学校行事のバランスや工事等の施設整備の状況を考えた際に、緊急事態宣言解除後の延期が難しい場合については、児童・生徒の安全面を配慮した上で実施する場合があります。
 - 部活動について
 - 緊急事態宣言解除まで、部活動は原則中止とします。ただし、緊急事態宣言下であることを踏まえて、8月末までの大会やコンクール等に向けた練習の必要性や、生徒の心情及び心身の健康の保持に配慮し、各学校長の責任の下、その必要性について十分検討した上で実施とします。
 - 大会やコンクール等への参加については、生徒・保護者の同意を得て実施とします。
 - 部活動を実施する場合には、各部活動の特性等を踏まえ、活動日を分散させるなど感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先にします。また、必要最低限の活動日数にするとともに活動時間については、長くとも2時間程度とし、熱中症事故の未然防止を徹底し、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行います。
- ※生徒や同居の家族の感染が疑われる場合や濃厚接触者に特定された場合、感染が判明した場合については、生徒を登校させずに、休養をとるようお願いいたします。また、そのような場合には学校へのご連絡をお願いします。

2021年6月1日
町田市教育委員会